



## 令和4(2022)年4月から 成年年齢引下げ ~18歳から大人に

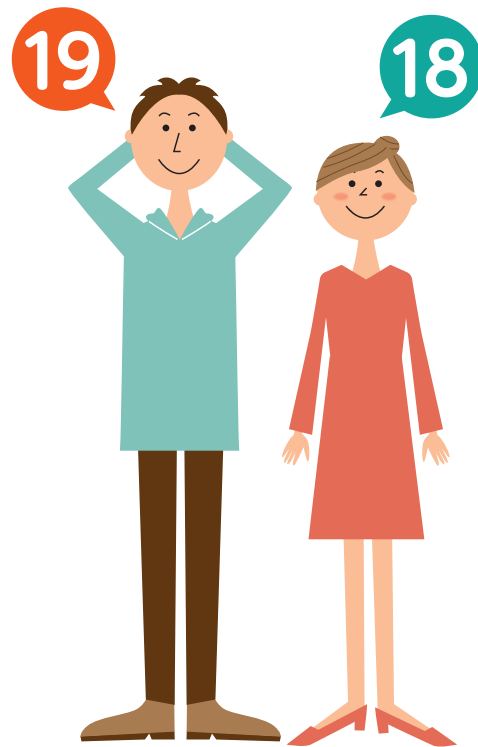
民法が改正され、来年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

これにより、18・19歳も法律上は大人の扱いを受け、法定代理人(両親が一般的)の同意を得ずに、様々な契約をすることができるようになります。

一方、未成年者が法定代理人の同意\*を得ずにした契約を取り消すことができる未成年者取消権は使えなくなります。そのため、成年に達したばかりの若者に、悪質商法の被害が拡大することが懸念されています。

そこで今号では、成年年齢の引き下げに関して知っておきたいポイントを紹介します。

\*自由に使える「おこづかい」の範囲には同意は要りません。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

### 府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

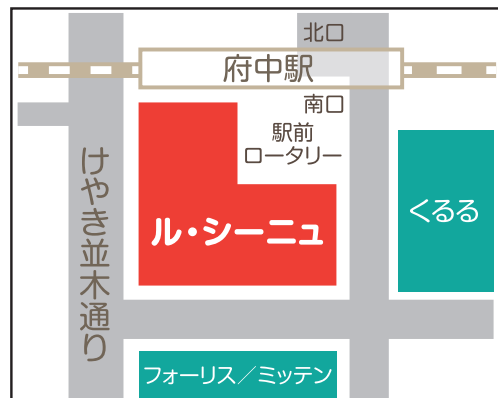
相談時間 月～金曜日(祝日・年末年始・休館日は除く)  
午前10時～正午/午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

対象者 市民、市内在勤・在学の方

相談方法 電話、または来所

\*できるだけ来所によらず、電話相談をご利用くださいますようお願いいたします。



## いつから成年になる？

生年月日により成年になる日は異なります。

生年月日	成年になる日
平成14 (2002) 年4月1日以前 生まれ	20歳の誕生日
平成14 (2002) 年4月2日～ 平成16 (2004) 年4月1日 生まれ	令和4 (2022) 年4月1日
平成16 (2004) 年4月2日以降 生まれ	18歳の誕生日

## 18歳 (成年) になったら何ができるようになる？

一人で契約ができるほか、親権に服さなくなるので、住む場所なども自分の意志で決定できるようになります。

### ●18歳になったらできることの例



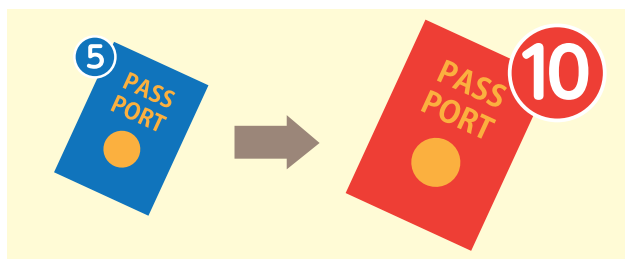
法定代理人の同意なしで契約  
(クレジットカードを作る、携帯電話の契約、アパートの部屋を借りる、ローンを組むなど)



住む場所や進学・就職などの意思決定



公認会計士や司法書士などの国家資格の取得



10年有効パスポートの取得



性別の取り扱いの変更審判を受ける



女性の結婚年齢が16歳から引き上げられ、男女とも18歳になる

## 18歳(成年)になってもできないこともある?

健康面への影響や青少年保護などの観点から、これまでどおりのこともあります。

### ●20歳になってからできることの例



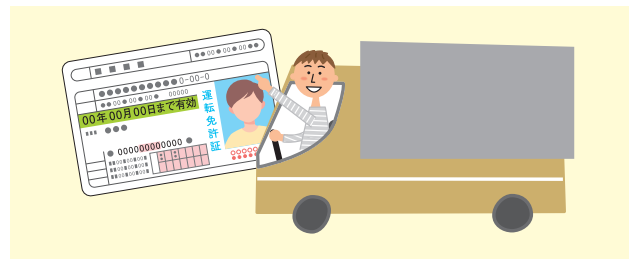
飲酒・喫煙



公営ギャンブル



国民年金保険料の納付義務



大型・中型自動車免許の取得

## 契約について注意すること!



### ●身近にある契約

買い物をしたり、電車やバスに乗ることも契約です。契約は原則として口頭でも成立します。契約成立により、お互いに責任と権利が生じ、一方的な解約はできません。

### ●十分確認してから決定を

商品やサービスを選ぶときは、価格・品質・店やサイト・支払方法などを確認し、最終的な意思決定は自分でします。



### ●契約を取り消せる場合の例



#### クーリング・オフによる取り消し

・・・訪問販売や電話勧誘販売などで一定期間内に行う



#### 消費者契約法による取り消し

・・・重要事項でうそをつくなど不当な勧誘があった場合

## 悪質商法に用心を!

社会経験の浅い若者は、悪質業者に狙われています。特に、SNSをきっかけにした悪質商法や詐欺の被害が増えています。SNSは便利ですが、うそやあやしい情報も多いので、うみにせずしっかり見極めましょう。

### ●若者が狙われやすい悪質商法

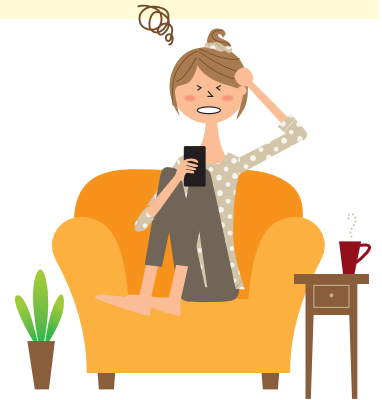


#### 不当請求・架空請求

アダルトサイトでクリックしたら「登録完了」の表示が出て高額な利用料金を請求されたり、SMSで「料金未納、法的手続きに入る」など身に覚えのない請求をされる。

#### サイドビジネス商法

SNSで「1日〇分のスマホ操作で簡単に儲かる」などの広告を見て連絡すると、「ノウハウが入ったDVDを買って」「登録料が必要」などと金銭を要求される。



少しでも不安に感じた場合は、  
消費生活センターにご相談ください。



### 消費生活センター休館日のご案内

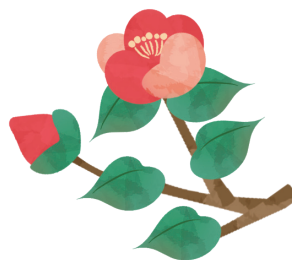
2021年12月						
日	月	火	水	木	金	土
						4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2022年1月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	18	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	29	29
30	31					

2022年2月						
日	月	火	水	木	金	土
						5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

2022年3月						
日	月	火	水	木	金	土
						5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

■は休館日となります。



消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。

編集・発行

府中市生活環境部産業振興課  
消費生活センター

〒183-0023 府中市宮町 1-100

TEL 042-360-3316

FAX 042-351-4605

Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp